

横浜市建築防災計画審議実施要領

横浜市建築局
横浜市消防局

制定 平成2年10月1日

廃止 平成31年3月31日

(目的)

第1条 本要領は、高層建築物等に係る防災計画書の作成について、建築基準関係規定の制定趣旨を踏まえた総合的な防災の観点から適正な指導を行うために、必要な事項を定めるものである。

(対象建築物)

第2条 防災計画書の作成を指導する建築物は次のものとする。

- (1) 高さが31mを超える建築物。ただし、建築基準法施行令第129条の13の2の各号の一に該当する建築物(ホテル、旅館及び中廊下形式の共同住宅を除く。)又は、用途上利用者が少数に限定される建築物(倉庫等)はこの限りでない。
- (2) 高さが31m以下の大規模複合用途建築物で、各々の用途に供する部分の床面積が10,000㎡を超える建築物又は避難施設を共用する床面積の合計が20,000㎡を超える建築物。
- (3) 旅館又はホテルの用途に供する建築物で5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超える建築物。
- (4) 建築基準法施行令に基づく国土交通大臣の認定(構造に関するものを除く。)を受ける建築物。

(横浜市建築防災計画審議委員会)

第3条 防災計画の審議を行うため、横浜市建築防災計画審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は別表第1による委員で構成する。委員会は委員長及び副委員長を置き、委員長は建築局建築指導部建築指導課長、副委員長は消防局予防部指導課長とする。
- 3 委員会には必要に応じて臨時の委員を置くことができる。
- 4 委員会は委員長又は副委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員会は原則として設計者の同席を求めるものとする。
- 6 委員会の事務局を建築局建築指導部建築指導課に置く。

(建築防災計画審議専門部会)

第4条 「建築防災計画書届出書」(第1号様式)に添付された建築防災計画書について審議し、委員会の審議に必要な事項の整理、調査等を行うため、建築防災計画審議専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

- 2 専門部会の委員は別表第2に掲げる委員で構成する。専門部会に代表委員を置き、建築局建築指導部建築指導課担当係長をもってあてる。
- 3 専門部会には必要に応じて臨時の委員を置くことができる。
- 4 専門部会は代表委員が招集し、その議長となる。
- 5 専門部会は原則として設計者等の同席を求めるものとする。
- 6 専門部会の事務局を建築局建築指導部建築指導課に置く。

(審議)

第5条 建築防災計画の審議にあたっては、「新・建築防災計画指針」(日本建築センター最新版)に従い、建築基準関係規定の制定主旨を踏まえた総合的な防災の観点から審議するものとする。ただし、同指針第5章“避難計画”については、建築基準法施行令第5章の2の2 避難上の安全の検証に替えることができる。

2 委員会において、審議が終了したものについて「審議済票」(第2号様式)を委員長名で交付するものとする。

(評定)

第6条 (削除)

附 則

	この要領は平成2年10月1日から実施する。
改正	この要領は平成10年4月1日から実施する。
改正	この要領は平成11年6月7日から実施する。
改正	この要領は平成12年4月1日から実施する。
改正	この要領は平成17年4月1日から実施する。
改正	この要項は平成18年4月1日から実施する。
改正	この要項は平成22年4月1日から実施する。
改正	この要項は平成24年4月1日から実施する。
改正	この要項は平成26年4月1日から実施する。
改正	この要項は平成29年1月4日から実施する。
改正	この要項は平成29年4月1日から実施する。
改正	この要項は平成30年4月1日から実施する。
改正	この要領は平成31年3月31日をもって廃止する。

別表第1

建築局建築指導部建築指導課長
建築局建築指導部建築指導課担当係長
消防局予防部指導課長
消防局予防部指導課消防設備係長

別表第2

建築局建築指導部建築指導課担当係長
建築局建築指導部建築指導課意匠担当
建築局建築指導部建築指導課設備担当
消防局予防部指導課消防設備係長
消防局予防部指導課消防設備係担当

横浜市建築防災計画審議実施要領細目

横浜市消防局
横浜市建築局

制定 平成2年10月1日

廃止 平成31年3月31日

(目的)

第1条 本細目は、「横浜市建築物防災計画審議実施要領」(以下「要領」という。)の運用にあたり必要な事項を定めるものである。

(委員会の開催)

第2条 委員会は「要領」第2条で定める審議対象建築物のうち次に該当する場合に開催する。

- (1) 建築物の高さ60mを超えるもの。
- (2) 委員長及び副委員長が特に委員会の審議対象と認めるもの。

(専門部会の専決)

第3条 第2条に該当する建築物以外の審議対象建築物は専門部会の審議をもつて完了したものと取扱うことができる。なお、委員長又は、副委員長が委員会の審議を必要と認める場合は委員会の審議を受けるものとする。

(審議済票の交付)

第4条 (削除)

(審議済交付の承認)

第5条 (削除)

(委員会及び専門部会の開催日程)

第6条 委員会及び専門部会の開催については次の各号に定めるものとする。

- (1) 委員会の開催については事務局において委員長、副委員長その他専門部会の委員と調整を図り随時開催する。
- (2) 専門部会の開催は原則として各月の第4火曜日とする。なお内容については事務局より各専門部会の委員に通知をする。

附 則

- | | |
|----|-----------------------|
| | この細目は平成2年10月1日から実施する。 |
| 改正 | この細目は平成10年4月1日から実施する。 |
| 改正 | この細目は平成11年6月7日から実施する。 |
| 改正 | この細目は平成12年4月1日から実施する。 |
| 改正 | この細目は平成17年4月1日から実施する。 |
| 改正 | この細目は平成18年4月1日から実施する。 |
| 改正 | この細目は平成22年4月1日から実施する。 |

改正 この細則は平成26年4月1日から実施する。
改正 この細則は平成29年1月4日から実施する。
改正 この要領は平成31年3月 31 日をもって廃止する。